

資料 3

さいたま市子ども・子育て支援事業計画

「さいたま子ども・青少年のびのび^{ゆめ}希望プラン」

進 行 管 理 表

(平成28年度)

【 その他事業 】

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H28量の 見込み	H28確保 方策(目 標)	H28量の 実績値	H28 達成値	H28評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目 標)	H28年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H29年度の事業展開	H29年度 以降の 方向性	所管
4	認定こども園の普及	幼稚園が多い本市の特徴に鑑み、既存幼稚園による幼保連携型認定こども園への移行を中心に、幼稚園型認定こども園も含めた、既存幼稚園の受け入れ枠を活用しつつ保育の受け皿を拡大していく方向で認定こども園の普及を図ります。	認定こども園の2号認定・3号認定の定員数	人	—	—	—	—	494	A	—	—	既存幼稚園から認定こども園への移行や定員変更等の定員増に伴う施設整備への補助及び支援を実施した結果、平成27年度を上回る定員増を実現したため、A評価としました。 また、平成29年4月時点の定員を増加させるため、既存幼稚園から認定こども園への移行等の施設整備への補助及び支援を実施しました。	保育需要の多い地域を中心に受け皿となる保育施設の整備を積極的に進める必要があることから、既存幼稚園から認定こども園への移行等の施設整備を促進します。	待機児童ゼロを達成した後も、保育需要が高い地域において重点的に施設整備を進め、保育を必要とする方が1人でも多く保育所等を利用できるよう、既存幼稚園から認定こども園への移行を進めます。	ウ	のびのび安心子育て課
5	保幼小連携推進事業	さいたま市幼児教育推進のための有識者会議の専門部会として、市内の幼稚園・保育所等と小学校の関係職員による保幼小連携推進実務担当者会を設置し、有識者会議から示された事柄等について、現状や課題、具体的な解決策等を明らかにし、幼稚園・保育所等と小学校との連携を一層推進します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	幼稚園・保育所等と小学校とが連携し、子ども一人ひとりが実りある幸せな小学校生活のスタートを円滑にできるようにするための実践事例集づくりを行いました。平成29年度の完成を目指し、資料の収集や実践を予定どおり進行したため、A評価としました。	保幼小連携推進の施策の反映や現場のニーズを加味して資料を作成し、私立幼稚園協会や私立保育園協会を通して資料活用の更なる周知を図ります。 また、配付された資料が「読んでみたい。」と感じられるように、レイアウトなどの工夫についても検討します。	「幼児教育推進資料3」の完成を目指して、資料の作成を行います。 また、平成30年2月には、各幼稚園・保育所に配付するとともに、資料集の見方や内容の説明を幼稚園・保育所だけでなく小学校等に向けても行います。	ウ	幼児政策課
6	公開保育研究推進事業	幼稚園や保育所等で公開保育研究会を開催し、互いの保育を参観し合い、幼稚園・保育所等と小学校の交流を深めることにより、相互理解と資質の向上を図ります。	交流者合計人数	人	—	—	—	—	416	A	—	—	公開保育に参加した保育者数は416人で、平成27年度より大幅に増加することができたため、A評価としました。 保育者の資質の向上と保育の充実を図るため、幼稚園・保育所等が保育実践を他園の保育者に公開しました。 参加者は、保育内容についての協議を通じて、自身の保育を見直す契機とすることができました。	公立保育園、私立保育園、私立幼稚園等の保育者の参加が多数ありましたが、小学校の参加者が1名でした。 小学校長会等にて公開保育研修会への積極的な参加促進を働きかけてまいります。	保育者の資質の向上と保育の充実を図るため、幼稚園・保育所等が保育実践を保育者や小学校教員に公開し、協議する公開保育研修会を市内全区で実施します。	ウ	幼児政策課
7	保育者小学校等体験研修事業	幼稚園・保育所等の保育者が、小学校や特別支援学校の授業を参観・体験し、小学校等の教員との交流を深めることにより、相互理解と資質向上を図ります。	交流者合計人数	人	—	—	—	—	242	A	—	—	保育者が2日間小学校で児童の教育・支援を体験しました。 平成28年度は、2日間で延べ242人が参加し、平成27年度より大幅に増加することができたため、A評価としました。	公立保育園や私立保育園に比べて、私立幼稚園の参加が少ないことから、私立幼稚園協会等を通じて、参加促進を図ります。	幼稚園・保育所等の保育者が小学校や特別支援学校の教育活動に体験的に参加できる機会を設定し、相互理解と資質向上を図ります。	ウ	幼児政策課
8	幼稚園・保育所等と小学校の連携	小学校教諭が、保育所保育士や幼稚園教諭と情報交換や保育参観をすることにより、保育所・幼稚園の教育内容について理解を深め、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。	事業の実施	—	—	—	—	—	103	A	—	—	平成28年度は、さいたま市立小学校全校から参加、実施したため、A評価としました。	幼稚園・保育所等と小学校の連携をしていくためには、研修生の受入を協力していただける私立幼稚園、私立保育園等を増やす必要があります。そのために、研修会等で周知、啓発を行います。	さいたま市立小学校全校から、各1名以上の教員が参加することを通して、保育所・幼稚園の教育内容について理解を深めることを目的とした「保幼小連携のための保育参観研修」を実施します。	ウ	指導1課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H28量の見込み	H28確保方策(目標)	H28量の実績値	H28達成値	H28評価	H31量の見込み	H31確保方策(目標)	H28年度事業実施内容・成果及び評価	課題及び解決策	H29年度の事業展開	H29年度以降の方向性	所管
22	多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営	「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、多様な事業者(株式会社、NPO法人など)の能力を活用した施設の設置や運営を促進します。	社会福祉法人以外の法人の参入を促進	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成29年4月開設に向けて整備等を行った保育施設57か所(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業の合計施設数)の運営主体は、社会福祉法人が13か所、株式会社・有限会社が32か所、学校法人が1か所、NPO法人が1か所、個人・その他が10か所となり、社会福祉法人以外の法人の参入が進んでいるため、A評価としました。	平成29年4月時点で、従来の定義による待機児童の解消は図られましたが、厳しい財政状況の中、新たな定義(平成29年4月改定)による待機児童の解消を目指すとともに、女性の社会進出や共働き世帯の増加などの社会環境の変化により更なる保育需要が見込まれることから、保育の質を低下させることなく、保育を希望される方が1人でも多く保育施設を利用できるよう、引き続き、多様な事業者の能力を活用した施設整備を進めていく必要があります。	今後も、多様な事業者の能力を活用した施設整備に取り組みます。	ウ	のびのび安心子育て課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H28量の 見込み	H28確保 方針(目 標)	H28量の 実績値	H28 達成値	H28評価	H31量の 見込み	H31確保 方針(目 標)	H28年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H29年度の事業展開	H29年度 以降の 方向性	所管
23	(仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業	子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、さいたま市らしさを生かした中核施設として、(仮称)さいたま市子ども総合センターを整備するため、平成27年度から建設工事を行い、平成29年度中の施設開設を目指します。	(仮称)さいたま市子ども総合センターの開設	—	—	—	—	—	建設工事継続	A	—	—	(仮称)さいたま市子ども総合センターの整備について、建設工事が順調に進捗しているため、A評価としました。	新しい施設で新たな事業を開始するため、総合相談窓口の開設等、様々な相談に対応するための事業について、いろいろな視点から検討することが重要です。特に相談業務については、センター内の専門相談機関だけでなく、外部の関係施設との連携を行いながら対応してまいります。 また、既存施設の移転やセンターのオープン時には、市報の掲載や関係機関でのパンフレットの配布等、事前の広報を積極的に行ってまいります。	引き続き建設工事を行うとともに、必要な備品等の発注、既存の専門相談機関の引越し等、開設準備を実施します。	ウ	子ども総合センター開設準備室
26	保育コーディネーター事業	保護者や保育施設に対する相談支援や、行政と保育施設または保育施設相互の連携強化のため、各区役所支援課に公立保育園の園長経験者からなる保育コーディネーターを配置し、地域における保育施設の質の向上を図ります。	保育コーディネーターの人数	人	—	—	—	—	10	A	—	—	平成28年度においては、新たに西区、桜区の2区にコーディネーターの配置を行い、全区に配置することができたことから、A評価としました。	保育コーディネーターによる市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設、市認定保育施設、認可外保育施設等に対する相談支援を行い、保育内容や保育環境等の保育の質の向上を図っていますが、より効果的、専門的な助言が行えるよう、各区コーディネーター間での情報共有、相互連携を強化していく必要があります。	昨年度に引き続き、全10区にコーディネーターの配置を継続します。	ウ	保育課
28	出産前教室事業	初産の妊婦とその夫等を対象に、母体の健康の保持・増進、育児知識の習得、妊娠中の交流の場の提供など、妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、協力して育児に取り組むことができるよう、講義や実習を行います。	出産前教室のアンケートにおける満足度	割合(%)	—	—	—	—	98	A	—	—	出産前教室は、各区において初妊婦の数、出生数、若年妊婦や高齢妊婦の傾向、医療機関での母親学級等の実施内容・状況をもとに開催回数や内容を検討して実施しています。 事後アンケートでは、「理解できた」「役に立った」と回答を多数いただいたため、A評価としました。 成果 10区 200回、実人数 4,649人、延人数 5,160人	区によって定員割れやお断りがあるなど差がある状況のため、区の特長に応じて、コース内容を見直し、対象者のニーズに合った事業計画を検討します。	平成29年度においても、市報や事業内容などで周知を図り、受講希望のある妊婦やその夫等が出産前教室を受講できるよう、10区で実施していきます。	ウ	地域保健支援課
31	乳幼児健康診査事業	乳幼児の育児支援及び疾病等の早期発見のため、各種健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査後の保健指導や、未受診フォローを行います。	受診率(各健康診査受診率の平均)	%	—	—	—	—	(乳健)95.1 (歯科)80.9	(乳健)A (歯科)A	—	—	各種乳幼児健康診査の中で比較的受診率の低い3歳児健康診査及び1歳6か月児・3歳児歯科健康診査については健康診査期間終了2か月前の時点で未受診児に対して、再度個別に受診勧奨はがきを送付し、受診率向上につなげることができました。 受診期間を過ぎて未受診であった児のフォロー(いわゆる未受診フォロー)については、アンケート送付や、訪問・電話などで状況を確認しています。訪問等で状況を確認しても居住実態が把握できない児については、虐待のリスクも含めて検討するなどフォロー体制の充実を図りました。	3歳児健康診査及び1歳6か月児・3歳児歯科健康診査の受診率については、年々伸びが見られているものの、他の健康診査の受診率に比べると、いまだ低い状況にあります。未受診理由では「忘れていた・忙しかった」が最も多くなっており、今後も個別の勧奨はがき送付や市報やポスター掲示にて啓発を行い、受診を促していく予定です。 未受診フォローについては、虐待のリスクを検討するとともに、各関係機関と連携を図りながら支援をしていきます。	受診率のさらなる向上にむけて、引き続き受診勧奨及び周知に努めます。	ウ	地域保健支援課
32	育児相談事業	子どもの発育・発達を促し、保護者の不安の軽減を図るため、適切な保健指導を行います。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	育児相談を10区で389回開催し、18,032人と多くの方々への参加があったため、A評価としました。	区によっては1回あたりの参加者が多く、待ち時間が長い等の課題があります。今後も課題の解決につながるよう、開催方法の検討をしていきます。	平成29年度も開催方法の検討をし、育児相談を実施します。	ウ	地域保健支援課
33	子育て支援医療費助成事業	少子化問題への対策及び子育て家庭の経済的負担の軽減という観点から、乳幼児・児童の健やかな育成を図り、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境づくりの推進に資するため、乳幼児・児童にかかる健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。	受給資格登録率	%	—	—	—	—	98.9	A	—	—	0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童に対し、医療費の一部負担金等の助成を行いました。 併せて登録申請漏れがないよう、機会を捉えて制度案内を実施しました。対象者の受給資格登録率を98.9%以上とすることができました。	年々、一人あたりの医療費が増大していることから、医療費の増加を抑制することが課題と見えます。 併せて登録申請漏れがないよう、機会を捉えて制度案内を実施します。	0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童に対し、医療費の一部負担金等の助成を行います。 併せて登録申請漏れがないよう、機会を捉えて制度案内を実施します。	ウ	年金医療課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H28量の見込み	H28確保方策(目標)	H28量の実績値	H28達成値	H28評価	H31量の見込み	H31確保方策(目標)	H28年度事業実施内容・成果及び評価	課題及び解決策	H29年度の事業展開	H29年度以降の方向性	所管
34	さいたま子育てWEB事業	子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していく体制作りを行うことを目的として、子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトを構築、運営します。	アクセス件数	件	—	—	—	—	615,995	A	—	—	子育てに関する情報や制度をはじめ地域活動情報などを発信し、子育て支援情報、メールによる育児相談、イベント掲示板により、利用者参加型のページも設けています。 アクセス件数が615,995件と平成27年度より大幅に増加することができたため、評価をAとしました。	スマートフォン版が完全対応していないため、完全対応化することが課題として挙げられます。 また、数あるホームページから選んでいただくためには、認知度を上げ、また情報を詰め込みすぎず、見やすいページの運営が必要であると考えます。 市民に積極的に利用していただけるよう、市報や子育て応援ブック、保育施設利用の手引きへの掲載等により認知度向上に努めます。	引き続き、利用者ニーズの高い保育園の空き情報の提供などを行っていきます。	ウ	子育て支援政策課
35	子育て支援ネットワーク事業	様々な情報や支援策を保護者や子どもたちが効果的・効率的に活用できる環境整備、家庭や地域における育児力の向上とよりよい子育て・子育て環境の整備を進めるため、子育て支援ネットワーク会議を開催します。	区のネットワーク設置数	区	—	—	—	—	8	B	—	—	市の子育て支援ネットワーク会議については、関係機関を集め、年1回の開催を行いました。 区の子育て支援ネットワーク会議について、未設置区の設置に向けた取組として、各区子育てマップのリニューアルに係る打ち合わせと連動して、設置を促しました。	市の子育て支援ネットワーク会議については、主に情報交換の場として年1回開催されていますが、より有用な会議体となるよう検討を進めていきます。 区の子育て支援ネットワーク会議について、未設置の区に対しては、引き続き設置に向けた働きかけを行い、既に設置されている区については、継続実施されるように働きかけを行います。	エ	子育て支援政策課	
36	子育て応援ブック	市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していく体制作りを行うことを目的として、市内の官民の子育て支援情報を集約し掲載した「子育て応援ブック」を発行します。また、「子育て応援ブック」から抜粋した子育て情報などを盛り込んだ「子育て応援ブック外国語版」を作成します。	発行部数	冊	—	—	—	—	59,000	A	—	—	子育て中の方やこれから子育てをする方を対象に前年度同様子育て応援ブックを50,000冊、子育て応援ブック外国語版を9,000冊をそれぞれ発行、各市内公共施設で配布をしたため、評価をAとしました。	子育て中およびこれから子育てをする方のために、子育て応援ブックについては官民協働発行によってコスト削減を行いながら、今後も円滑に発行していくことが求められています。	引き続き子育てに関する各種制度や施設情報をよりわかりやすくまとめ、情報を必要とするすべての方に子育て支援に関する情報を届けることにより、地域の子育て支援の推進を図ります。 また安定した発行のため業者の選定、広告事業者の確保に努めてまいります。	ウ	子育て支援政策課
37	子育てきっかけ応援ブック	市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していく体制作りを行うことを目的として、地域の子育て関連施設・子育てサークル情報などを取りまとめた「子育てきっかけ応援ブック」を作成します。	発行部数	冊	—	—	—	—	30,000	B	—	—	地域の子育て関連施設や未就学児を対象とした子育てサークルや保育グループに関する情報を掲載しました。 過去の実績から30,000冊を発行し、配布したため、評価をBとしました。	発行が年1回と限られているため、内容が古くなったり、変更になった場合は当課にお問い合わせいただくか、読者ご自身で確認いただく必要性があります。	引き続き、各種施設やサークル・団体を掲載・紹介することにより、子育てに不安を持つ方の助けとなる冊子とすることにより、地域の子育て支援の推進を図ります。	ウ	子育て支援政策課
38	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を通じて楽しいひと時をもち、親子の絆を深め「心の通い合う人間関係」を創造する一助とするため、各区に1か所設置している単独型子育て支援センターにおいて、開館時間中随時、絵本の配布を行います。	ブックスタートバック引換件数	件	—	—	—	—	7,182	A	—	—	対象者に4か月、10か月健康診査のお知らせと一緒に案内文を送付したり、市報、市ホームページ、さいたま子育てWEBでの周知に努めたことで、引換者数が7,182人となり、平成27年度より増やすことができたため、A評価としました。	なるべく多くの家庭に当事業に参加してもらうため、引き続き対象家庭に周知する必要があります。	引き続き本事業を実施し、単独型子育て支援センターを会場として、開館時間中随時、絵本の配布を行うとともに、読み聞かせのアドバイスをを行います。	ウ	子育て支援政策課
39-1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、認証制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	「父子手帖」を市内公共施設で配布し、ワークライフバランスの推進に寄与しました。	掲載内容の更新を適宜行っていく必要があります。	内容の刷新を予定しており、これを配布することで、本事業のさらなる推進に寄与していきます。	ウ	子育て支援政策課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H28量の 見込み	H28確保 方針(目 標)	H28量の 実績値	H28 達成値	H28評価	H31量の 見込み	H31確保 方針(目 標)	H28年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H29年度の事業展開	H29年度 以降の 方向性	所管
39-2	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バ ランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バ ランス)推進のため、市民・企業等に対 し、仕事と生活の調和に関する情報・関 係法令等の提供・啓発や、講座の開 催、認証制度の実施、入札制度におけ る優遇措置等を行います。	事業の 実施	—	—	—	—	—	実施	B	—	—	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢 ～」平成28年10月号において、「男が取り 組む家事・育児」と題して、男性の家事・育 児の参加を促し、仕事と家庭の両立の必要 性を掲載するとともに、積極的な取組を 行っている企業等への認証制度の実施に 向けての検討を行いました。また、男女共 同参画推進センターにおいて、仕事と生活 の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する 以下の講座を実施しました。講座参加者ア ンケートにおいて、ワーク・ライフ・バラン スの必要性を意識したと回答した受講者の割 合は81.7%でしたが、講座内容で対象者も 異なり、幅広く意識啓発が行える、出前講 座開催数が1回でしたので、B評価としまし た。 ・男性カレッジ2016(納得いくセカンドキャ リアをつくる講座～環境を知る・自分を知る 道をひらく～) 平成28年7月23日、30日、8月6日(午前・ 午後)(全4回) 対象:50歳以上の男性 参 加者数:延45名 ・幼児を持つ母親のための講座～行方不 明になった「私らしさ」みいつけた!～ 平成28年10月11日、18日、25日、11月1 日、8日(全5回) 対象:女性 参加者数:延 81名 ・ワーク・ライフ・バランス出前講座(被災地 で気づいた本当に必要な高齢者支援～地 域づくりの視点から～) 平成28年6月20日 対象:大宮区居宅介護支援事業所ケアマ ネージャー 参加者数:44名	ワーク・ライフ・バランスの推進等に積 極的な取組を行っている企業等への認 証制度等を実施していく必要があります。 出前講座でのアンケート集計による と、職場でのワーク・ライフ・バラン スを推進するためには、企業全体の理解や 意識改革が必要との意見が多かったこ とから、更にワーク・ライフ・バラン スについての周知、啓発を行っていく必要 があります。	ワーク・ライフ・バランスの推進等に積 極的な取組を行っている企業等への認 証制度等を新たに設け実施するととも に、出前講座数も増やし、ワーク・ライ フ・バランスの推進を図ります。	ウ	男女共同参 画課
39-3	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バ ランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バ ランス)推進のため、市民・企業等に対 し、仕事と生活の調和に関する情報・関 係法令等の提供・啓発や、講座の開 催、認証制度の実施、入札制度におけ る優遇措置等を行います。	事業の 実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成29・30年度建設工事競争入札参 加資格審査の等級区分において、市内 に本店を有する企業のうち、次世代育 成支援対策推進法に基づく一般事業主 行動計画を策定し、労働局へ提出した 企業において、経営事項審査の総合評 定値に発注者別評価点20点を加点了 した。 入札制度における優遇措置として、総 合評価方式で入札する案件について、 次世代育成支援対策推進法第12条第 1項若しくは第4項に基づく一般事業主 行動計画の届出がある入札参加者に 対し、評価点に2.0点を加点了した。 以上のことから、A評価としました。	特にありません。	平成28年度と同様に実施する予定で す。	ウ	契約課
39-4	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バ ランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バ ランス)推進のため、市民・企業等に対 し、仕事と生活の調和に関する情報・関 係法令等の提供・啓発や、講座の開 催、認証制度の実施、入札制度におけ る優遇措置等を行います。	事業の 実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	CSRチェックリストの公表及び配布を 通じて、企業やCSR関係者に対しワー ク・ライフ・バランスにおける意識啓発 を行いました。	CSRチェックリストの更なる普及が必 要なため、当該主催セミナー等でCSR チェックリストを配布する等、PRを行 います。	引き続き、CSRチェックリストを通じ て、ワーク・ライフ・バランスにおける意 識啓発に取り組みます。	ウ	経済政策課
39-5	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バ ランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バ ランス)推進のため、市民・企業等に対 し、仕事と生活の調和に関する情報・関 係法令等の提供・啓発や、講座の開 催、認証制度の実施、入札制度におけ る優遇措置等を行います。	事業の 実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	よりよい職場環境の構築と勤労者福 祉の向上を図るため、労働法講座全18 回のうち2回で、ワーク・ライフ・バラン ス推進に資する以下のテーマを取り扱 いました。 (1)「時間外労働時間の削減事例と その関連知識」49名受講 (2)「ワーク・ライフ・バランスを意 識した働き方」41名受講 働く上で必要となる法令や諸制度をま とめた「働く人の支援ガイド」の中で、仕 事と家庭を両立するために重要な育 児・介護休業法等の法令等、ワーク・ラ イフ・バランスに資する内容について記 載するとともに、内容を大幅に見直し、 高校生向けにわかりやすい内容に改善 しました。同冊子を市内公立高校や公 民館等、各公共施設182か所に配布 し、広く周知・啓発を行いました。	ワーク・ライフ・バランスを推進するた めには、働き方や職場のマネジメントの あり方に関する企業全体の理解や意識 改革が必要であり、その意識改革の一 助とするため、勤労者や求職者向けの 労働全般の座学講座等を通じて、ワー ク・ライフ・バランスについての周知、啓 発を引き続き行っていく必要があります。 また、効果的な意識改革を図るため に、勤労者や求職者だけでなく、働く ことを考え始める高校生から、ワーク・ラ イフ・バランスについての理解を深める ことも必要だと考えられるため、働く上 で必要となる基礎知識をまとめたガイ ド本を作成し、広く周知・啓発を行って いきます。	勤労者や求職者を対象に、ワーク・ラ イフ・バランスに資する内容も含め、労 働全般に関する知識取得や啓発のた めに、「働く人の支援講座」を実施しま す。 働く人の支援ガイドについては、引き 続き、高校生でもわかりやすいものに するため、構成やレイアウトを変更し、 より全体的に見やすい冊子を作成し、 周知・啓発を実施します。	ウ	労働政策課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H28量の 見込み	H28確保 方策(目 標)	H28量の 実績値	H28 達成値	H28評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目 標)	H28年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H29年度の事業展開	H29年度 以降の 方向性	所管
40	要保護児童対策地域協議会事業	虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもの情報交換や、支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会を充実させ、関係機関の連携強化を図り、虐待の早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑に図るための体制を整えます。	代表者会議開催回数	回	—	—	—	—	1	A	—	—	平成28年度においては、7月に1回代表者会議を開催したため、A評価としました。 会議では、平成27年度の取組内容及び平成28年度の事業計画についての審議、さいたま市における児童虐待の概要についての報告等を行いました。	要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があります。責任をもって関係機関の対応を統括することが必要となります。 このため、要保護児童対策調整機関が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が求められます。	調整機関の専門職員を対象とした研修を受講することにより体制強化を図ります。	ウ	子育て支援政策課
41	家庭児童相談事業	子どものしつけや生活習慣、学校生活、非行などに関する相談を相談員が受け付け、子育てに関する不安を解消します。	相談件数	件	—	—	—	—	8,175	A	—	—	家庭における子どものしつけや性格、生活習慣、言語、発達、学校生活、非行、児童虐待等の相談等を実施し、相談件数が平成27年度の件数を大きく上回ったので、A評価としました。	家庭児童相談員が、受け付けた相談に適切に対応し子育てに関する不安を解消するためには、高度な専門知識と多くの経験が必要となります。	各区に配置されている家庭児童相談員の交流を図り、情報を共有し、知識や相談技術の向上を図ります。	ウ	子育て支援政策課
42	児童相談所における支援	増加する児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応を確保するため、関係機関と連携を深め、専門性を高めるための職員の育成を行い、あらゆる児童相談に対応できる体制を推進します。	アセスメント研修の回数	回	—	—	—	—	10	A	—	—	職員の相談技術や虐待対応の専門性向上のため、外部から講師を招き、当所が積極的に取り入れているケースワークの技法である、サインズオブセーフティに基づいたアセスメント研修を年10回開催しました。	人事異動等により経験年数の浅い職員が多くなっていますが、どの職員でも困難事例に対する相談業務がスムーズに行えるよう研修を引き続き実施し、専門性の向上を図ることとします。 また、関係機関の職員も参加することで、考え方を共有し連携を深めます。	継続し実施していきます。	ウ	児童相談所
43	虐待の発生予防・援助における職員の能力の向上	急増する児童虐待相談に対応するため、児童相談所の職員の専門性を強化するとともに、各区支援課等を交えた研修の充実を進めるほか、地域の主任児童委員等を対象にした研修を実施し、虐待予防の充実を図ります。	研修の実施回数	回	—	—	—	—	16	A	—	—	民生委員児童委員および主任児童委員に対し、児童相談所の地区担当職員との連携や民生委員と主任児童委員の役割・課題等についての座談会を各区年1回の合計10回開催しました。 また、各区支援課、家庭児童相談員および保健センター職員を対象に、児童相談所における虐待対応や連携についての研修を年6回開催しました。 これにより、問題を抱えた家族が生活する、より身近な各関係機関との情報共有や連携を図りました。	今後も連携強化の為、研修を継続的に実施します。	継続し実施していきます。	ウ	児童相談所
44	児童虐待防止啓発事業	オレンジリボンキャンペーンの実施などにより、虐待防止の啓発を図り、児童虐待のない社会づくりを推進します。	オレンジリボンキャンペーンの実施回数	回	—	—	—	—	2	A	—	—	平成28年度においては、厚生労働省が定める11月だけではなく、市独自に5月にもオレンジリボンキャンペーンを実施したため、A評価としました。	虐待を防止し子どもの権利を守るため、できるだけ多くの方の意識の向上を図り、啓発を行っていく必要があります。 そのために、市有施設への配置のみに留まらず、区民まつり等において啓発を行います。	平成29年度もオレンジリボンキャンペーンを2回実施するなど、関係課と協力して啓発事業を実施します。	ウ	子育て支援政策課
47	24時間・365日体制強化事業	児童虐待の早期発見と早期対応を強化するとともに、48時間以内の児童の安全確認を実施していくため、24時間児童虐待通告電話による夜間休日を問わずいつでも通告・相談に応じる体制の充実強化を図ります。	受付件数	件	—	—	—	—	1,349	A	—	—	年々増加する児童虐待通告や電話相談に対応するため、電話相談員に対し専門性を高めるための研修を実施しました。近年では夜間・休日に警察からの児童通告も増えているため、平成28年度は研修内で警察から出向している参事による講話を実施し、相談業務の充実を図りました。	電話による通告・相談件数が増加する中で電話相談員の専門性が求められるため、今後も迅速かつ的確な対応ができるよう専門的な研修を実施していきます。	継続し実施していきます。	ウ	児童相談所
48	社会福祉審議会児童虐待検証専門分科会	重篤な児童虐待事例が発生した際に、同様の事例の再発防止に向けて審議し、抽出された問題点や課題などを踏まえ、その解決に向けた具体的な対策について、報告書をもって提言します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	B	—	—	平成28年度については、本分科会の対象事業がなかったため、検証及び提言を行いませんでした。	全国的にみても虐待者の心神の状態による発生が多々見受けられるため、精神に関する専門家の意見を聴く必要があることから、平成30年度の社会福祉審議会委員改選にあたり、精神科目の専門家の人選について検討を行う必要があります。	重篤な児童虐待事例が発生した際には、同様の事例の再発防止に向けて審議し、抽出された問題点や課題などを踏まえ、その解決に向けた具体的な対策について、検証報告書をもって提言してまいります。	ウ	子育て支援政策課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H28量の 見込み	H28確保 方策(目 標)	H28量の 実績値	H28 達成値	H28評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目 標)	H28年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H29年度の事業展開	H29年度 以降の 方向性	所管
49	里親制度	里親になるための、里親公開講座等を継続的に企画・実施し、里親の登録数を増やし、里親委託を推進します。また、里親基礎研修・更新研修等を実施し里親の資質の向上を図るとともに、里親応援の集いの開催や里親委託推進員の配置等により里親の支援を図ります。	里親への委託率	%	—	—	—	—	34	A	—	—	里親応援の集いや里親公開講座の開催、集客施設等での里親制度PRIにより、里親制度が幅広く周知され、里親登録数が増加し、また、里親サロン、里親派遣支援、里親支援ボランティア等により、里親支援の充実を行ったため、A評価としました。	児童虐待が増加する中、保護を要する児童に対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親への委託を推進することが重要となるため、里親への委託率を上げるためにも、里親登録数を増加させることが必要となっています。また、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援が不十分であることなどにより、里親等への委託が十分に活用されているとは言い難い状況にあるため、里親に対する支援体制を充実させることが必要となっています。	「里親公開講座」の開催、集客施設等での普及啓発イベントの開催及び里親月間における里親制度PRIにより、里親制度の周知を図り、里親登録数を増加させてまいります。また、里親サロン、里親派遣支援、里親支援ボランティア、里親支援専門相談員との連携を強化することにより、里親支援の更なる充実を図ってまいります。	ウ	児童相談所
50	児童養護施設等整備推進事業	家庭における養育が困難な児童等を、家庭的な環境で養育、自立支援するため、児童養護施設の本体施設の小規模化や施設機能の地域分散化等を推進し、家庭的養護の充実を図ります。また、養育単位が小規模化された乳児院を整備するなど、施設の特長と役割を踏まえた適切な養育体制を構築し、社会的養護の充実を図ります。	乳児院数	施設	—	—	—	—	2	A	—	—	平成28年5月に乳児院の整備が完了し、6月より開所しました。これにより市内の乳児院施設数は2施設(定員は29人)となったため、A評価としました。	施設は設置しましたが、児童養護施設の本体施設の小規模化などは未着手であるため、施設ごとの特性に応じた最適な養育体制を構築し、社会的養護の充実を図ることができるよう、引き続き検討を進めていきます。	児童養護施設の本体施設の小規模化や施設機能の地域分散化等の推進について検討し、引き続き家庭的養護の充実を図ってまいります。	ウ	子育て支援政策課
51	母子生活支援施設事業	18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活上の問題のため子どもの養育が十分にできない場合に、母子生活支援施設において母子の生活を支援します。また、入所者が自立し退所できるように支援体制を強化するとともに、すべての母子家庭の方が安心・安定した環境で子育てができるよう支援します。	入所世帯数	世帯	—	—	—	—	3	C	—	—	さいたま市母子生活支援施設けやき荘に入所して自立に向けた支援を行う母子について、平成28年度末は3世帯の入所にとどまったため、C評価としました。	課題として、市内に母子生活支援施設が1か所であるため、夫の暴力等から避難し保護が必要である母子を入所させた場合、所在が特定されるおそれがあります。このため、市外施設への入所により所在を特定できないようにし、夫の暴力等から避難し保護が必要である母子の安全性を高めるとともに、さいたま市以外の住民を受け入れることによりさいたま市母子生活支援施設けやき荘の稼働率の向上を図ります。	夫の暴力等から避難し保護が必要である母子を住所地から離れた母子生活支援施設で広域的に受け入れることにより、母子世帯の福祉の向上を図ります。	ウ	子育て支援政策課
52	児童虐待防止家族支援事業	虐待を受けた子どもとその保護者等の家族再統合への取組の充実を図るため、精神科医師や弁護士及び専門家に助言を受け、相談援助活動の充実を図ります。また、家族支援のための評価やプログラムによる家族再統合の促進を図ります。	カンファレンス実施回数	回	—	—	—	—	61	A	—	—	虐待ケースの家族再統合に向け、家族と協同で児童の安全を守るプランを作成するためのカンファレンスを45回、援助方針会議や各ケースワーカーから今後の方針確認のため検討が必要とされたケース15回、計61回の家族支援ケースカンファレンスを実施しました。	今後も引き続き、いろいろな問題を抱える家族に対し、多角的な視点から適切なアセスメントをするため、家族再統合に向けた家族支援ケースカンファレンスの充実を図ってまいります。	継続し実施してまいります。	ウ	児童相談所

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H28量の 見込み	H28確保 方策(目標)	H28量の 実績値	H28 達成値	H28評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目標)	H28年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H29年度の事業展開	H29年度 以降の 方向性	所管
53	総合療育センター事業	医療・福祉が一体となって行う障害児等の早期診断・早期治療、障害に応じた訓練・指導及び家庭支援を継続して実施するために、さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会からの提言を踏まえ、診察や療育を受けるまでの待機期間の短縮や、療育センター機能の見直しを図ります。 また、障害児やその保護者が地域で安心して生活できるよう、診療所や児童発達支援センターの専門職員数の適正な配置を図り、複数専門職員による保育所・幼稚園等への訪問支援、保健センター主催の親子教室への協力及び特別支援教育相談センターや小学校との連携を図る地域支援を実施し、障害児の福祉の増進を図ります。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	B	—	—	診察や療育を受けるまでの待ち期間の短縮については、急を要する診療や予約にキャンセルが発生した場合に、随時個別の対応を行い早めに対応できるように対応を行うなど、医師のスケジュールとキャンセル枠の管理を徹底し、診察枠を追加で設け、積極的に初診診察を進めました。 また、療育センターさくら草では、平成27年度末に改修した診察室を本格的に使用し、非常勤医師による診察回数を更に拡大することで、待ち期間が前年度より短縮されました。 併せて、障害児とその保護者が地域で安心して生活するための支援については、専門職員の配置体制を整える中で、保育所・幼稚園等へ専門職員を派遣する出張カンファレンスをはじめとする地域支援等を実施し、地域で障害児の支援にあたる人材の育成等に努めたことから、B評価としました。	患者数が増加傾向にある中で、初診患者の待ち期間の短縮が求められ続けています。 急を要する診療や予約にキャンセルが発生した場合は、随時個別の対応を行い早めに対応できるように努めるとともに、できる限り新たな診察枠を追加で設けられるよう、医師や看護師、受付間で速やかに情報を共有する等、引き続き、待ち期間短縮のための取組を進めてまいります。	診察や療育を受けるまでの待ち期間の短縮に向けた必要な対応に取り組みます。 また、専門職員による保育所・幼稚園等への訪問支援や保健センター及び特別支援教育相談センターとの連携を図るなどの地域支援を引き続き実施します。	ウ	総務課(ひまわり)
54	特別支援事業	幼稚園に通園する障害児やその疑いのある幼児を対象に、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置や教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に資することを目的に、当該経費に対し助成を行います。 また、臨床心理士等を希望する幼稚園に派遣し、対象幼児の行動観察を行ったうえで、保育やクラス運営に関する相談を受ける等、担当教諭のみならず園全体の保育の質の向上を図ります。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	私立幼稚園等が行う特別支援教育に要する経費の一部を補助するとともに、臨床心理士等の派遣を希望する私立幼稚園等に対して、私立幼稚園等特別支援巡回相談を実施しました。 特別支援を実施する私立幼稚園に対して、財政的支援と巡回相談を実施できたことから、A評価としました。	特別支援に関する諸課題については、幼稚園内で共有する必要があることから、園全体でのカンファレンスを実施します。	特別支援に係る財政的支援を継続して実施します。 また、私立幼稚園等巡回相談では、対象児童の相談を継続して実施したり、新しい対象児童を増やしたりするなど、幼稚園を積極的に支援してまいります。	ウ	幼児政策課
55	保育施設等における障害児保育の推進	障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対し、より多くの認可保育所等での受け入れを拡大し、専門的な知識・技術を有する療育機関(総合療育センターひまわり学園等)と連携した保育の充実に努め、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健やかな育ちを目指します。 さらに、個々の発達状況や個性を踏まえながら、集団保育の中で成長を支援できるよう専門職員による巡回指導等の対象施設を拡充し、障害の特性に配慮した体制の整備を推進します。 また、認可保育所等における障害児の受け入れを実施するに当たり、必要となる保育士の確保等が円滑に行えるように補助制度の充実に努め、様々な障害に対応するための専門知識等に関する研修を実施するなど、保育士の資質向上と質の高い障害児保育を推進します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	民間保育所の整備に伴い、障害児保育対策事業補助金の交付対象となる施設が、平成27年度では44施設でしたが、平成28年度では58施設に増加となりました。	公立保育所での障害児等の受け入れについては、常に定員に達している状況であるため、民間保育施設での受け入れの促進と加配に必要な保育士の確保を推進する必要があります。 また、保育の量的拡大や保育ニーズの多様化が進む中、障害児等の保育のための専門的な知識の習得が必要となります。	重度の障害児を民間保育施設でも受け入れる体制について、補助金の増額や専門的知識の習得を検討してまいります。	エ	保育課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H28量の 見込み	H28確保 方策(目 標)	H28量の 実績値	H28 達成値	H28評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目 標)	H28年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H29年度の事業展開	H29年度 以降の 方向性	所管
56	放課後児童クラブにおける障害児保育の推進	障害のある児童が住み慣れた地域で安心して放課後を過ごすことができるよう、すべての放課後児童クラブにおいて受入体制を整えます。 公設放課後児童クラブにおいては、定員に障害のある児童の優先受入枠を設けます。 民設放課後児童クラブにおいては、「さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱」及び「さいたま市放課後児童クラブ健全育成事業委託実施基準」に基づき、障害のある児童を受け入れるクラブに対する職員の加配、委託料の増額を行うとともに、バリアフリー等の施設改修費を助成します。 また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員による保育相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な支援が必要な児童の保育を行うクラブを支援します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成28年4月1日時点において、218クラブ中124クラブにおいて189人の障害児を受け入れました。 民設クラブ委託料において、障害児担当支援員の加配に掛かる人件費を加算しました。 障害児支援に対する専門性を高めるための支援員研修を2回実施しました。 障害児支援の専門知識を備えた職員による巡回相談を継続実施し、各クラブにおける障害児支援をサポートしました。 これらの取組みにより、放課後児童クラブにおける障害児支援を推進したことから、A評価としました。	障害児及び特別な配慮を要する児童数の増加により、対応に苦慮する事例も増えていることから、研修内容の工夫や巡回相談における専門機関との連携強化などに取り組んでまいります。	民設クラブ委託料において、障害児担当支援員の加配に掛かる人件費について、基準額を実態に即して拡充し、加算します。 障害児支援に対する専門性を高めるための支援員研修を2回実施します。 障害児支援の専門知識を備えた職員による巡回相談を継続実施します。	ウ	青少年育成課
57	発達障害者支援センターの充実	これまで相談の受け皿が乏しく、支援方法の未確立な成人期(当事者及び家族、支援者)の相談支援の充実を図ります。同時に普及啓発活動や連絡協議会の開催等を通じ、地域支援体制の構築を推進します。また、思春期から成人期にわたる発達障害に特化した居場所・日中体験活動の場を創出し、発達障害者の社会参加の向上を図ります。さらに二次障害予防として高校生年代の支援を見直し、思春期支援体制の整備に努めます。	事業の実施及び推進	—	—	—	—	—	推進	B	—	—	平成28年度においては、発達障害者社会参加事業を業務委託にて実施し、家庭以外の居場所や日中体験活動の場を提供することができたためB評価としました。	社会参加事業においては、利用が長期化する当事者も増えており、社会参加に向けて次のステップに進めるよう、個別面談でのフォローや本人を支えるための家族支援の更なる充実が必要です。	発達障害者社会参加事業を継続して実施します。 また、思春期年代への社会参加へ向けた支援として学生向けキャリア形成支援事業も継続します。	ウ	障害者総合支援センター
58	自立支援医療(育成医療)給付	身体に障害のある子どもまたは、現存する病気を放置すると障害を残すと認められる子どもであって、確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の給付及び補装具の交付を実施します。	事業の円滑な実施	—	—	—	—	—	実施	B	—	—	母子健康手帳やホームページ、指定医療機関等から市民へ制度の周知を図り、適切な医療給付事務を遂行できました。 なお、目標の数値設定による評価は、当該事業の性質上そぐわないため、平成28年度以降は継続的・安定的な事業の実施について評価を行います。	自立支援医療(育成医療)給付申請には、医療の具体的な方針等を記載した医師の意見書が必須となりますが、記載内容に不備が多くみられ、その確認のため医療機関へ連絡を行うことにより、受給証の発行に時間を要するケースが散見されました。そのため、書類に不備があった際には、その都度医療機関に対し、意見書の事務処理についての指導を行うことで、円滑な事務処理を行うことが可能となりました。	引き続き母子健康手帳やホームページ、さいたま市の障害者福祉ガイド、指定医療機関等から市民へ制度の周知を図り、適切な医療給付事務の遂行をします。	ウ	疾病予防対策課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H28量の 見込み	H28確保 方針(目 標)	H28量の 実績値	H28 達成値	H28評価	H31量の 見込み	H31確保 方針(目 標)	H28年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H29年度の事業展開	H29年度 以降の 方向性	所管
59	保育所の優先入所	ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援するため、ひとり親家庭等の子どもが優先的に保育所へ入所できるよう配慮します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	ひとり親家庭等の生活状況を考慮し、優先的に保育所入所できるよう、継続して配慮を行いました。	核家族化や女性の社会進出等に伴い、保育需要が高まっている中、生活の安定と自立のため、より保育の必要性の高いひとり親家庭等の児童が優先的に保育所へ入所できるよう、継続して配慮を行う必要があります。	保育所の利用調整における指数の加算などによる優遇措置を継続します。	ウ	保育課
60	放課後児童クラブの優先入所	ひとり親家庭等が、子育てと仕事の両立を図ることができ、生活の安定と自立を促進するために、放課後児童クラブの入室における審査基準点の加算などによる優遇措置を講じます。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱を基に、ひとり親家庭等が優先的に利用できるよう放課後児童クラブの入室審査において、指数の加算などによる優遇措置を行ったため、A評価としました。	入室希望者が定員を大きく超過するクラブでは、ひとり親家庭等でも不承諾となる懸念があるため、引き続き放課後児童クラブの拡充に努め、待機児童の解消に取り組んでまいります。	さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱を基に、ひとり親家庭等が優先的に利用できるよう放課後児童クラブの入室審査において、指数の加算などによる優遇措置を行います。	ウ	青少年育成課
61	市営住宅における母子世帯等の優先入居	市営住宅の定期募集に際し、母子世帯等の社会的弱者の当選確率を優遇し、居住の安定を図ります。	母子世帯新規入居戸数	世帯	—	—	—	—	15	B	—	—	市営住宅の入居募集の際、母子世帯に対しては、抽選番号を1個多く付与し、また、一時当選者から入居順位を決定する際の困難度判定時には加算することで、入居の優遇を行いました。平成28年度は母子世帯の市営住宅への入居者数は15世帯となりました。	他の弱者世帯(高齢者世帯や障害者世帯等)とのバランスを図りながら、優遇制度を実施する必要があります。	引き続き、母子世帯等に対する入居優遇制度を実施します。	ウ	住宅政策課
62	さいたま市入居支援制度	民間賃貸住宅への入居を拒まれがちな高齢者、障害者、ひとり親世帯等に対し、賃貸人への啓発や情報提供により、民間賃貸住宅への入居を支援します。	名簿掲載協力不動産店数	店舗	—	—	—	—	58	B	—	—	ひとり親世帯や高齢者世帯等に対して、不動産店の情報提供を行いました。また、協力不動産店の目標数を維持できたことから、B評価としました。	不動産店数が減少傾向にあるため、入居支援制度と同様の施策である「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」も同時に周知してまいります。	引き続き、埼玉県宅地建物取引業協会に協力を要請してまいります。	ウ	住宅政策課
63	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(生活支援)	ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援します。また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施します。	支援の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援を行いました。また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施しました。	父子家庭の利用が少ない点が課題であるため、周知・広報を図っていきます。	引き続き、事業を実施していきます。	ウ	子育て支援政策課
64	ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、対象者に合った自立支援計画を立て、就職等のサポートを行います。また、必要に応じて、ハローワークとの連携による職業訓練の支援要請を行います。	プログラム策定件数	件	—	—	—	—	0	C	—	—	平成28年度においては、0件の策定であったため、C評価としました。	平成26年度から各区役所にジョブスポットが設置(平成27年度までに全10区に設置)されており、ハローワークに支援要請を行うことなく、案内することが可能となったため、利用者が減っています。	ジョブスポットのあり方を踏まえつつ、事業の縮小も含めた検討をしていきます。	イ	子育て支援政策課
65	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(就労支援)	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、就業に関する各種相談に応じるほか、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習など就業に向けた支援を行います。	介護職員初任者研修参加者	人	—	—	—	—	24	A	—	—	平成28年度においては、24人の参加者があり、平成27年度より増加することができたため、A評価としました。	応募者数が伸び悩んでいるため、周知・広報のあり方を検討していきます。	講習会の定員を増やし、一人でも多くの方が参加して講習会を修了し、自立につながるよう支援を行っていきます。	エ	子育て支援政策課
66	ひとり親家庭高等技能訓練促進費・生活支援給付金	ひとり親家庭の一層の生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を目指し、2年以上養成機関などで修学する場合に、高等技能訓練促進費を支給します。また、高等技能訓練促進費の支給対象期間外となる修学期間の3年目について、高等技能訓練促進費の代わりとなる市単独事業の生活支援給付金を支給します。	養成機関修了者の常勤就職・進学率	%	—	—	—	—	92	A	—	—	平成28年度においては、92%の常勤就職・進学率であったため、A評価としました。	退学や休学等によって、養成機関を修了できなかったり、修了が遅れたりすることがあります。毎月提出を求めている出席状況報告書において、出席日数が通常と比べ少ない場合には、受給者と連絡を取り合って原因を探る等、アプローチしていきます。	引き続き、事業を実施していきます。	ウ	子育て支援政策課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H28量の 見込み	H28確保 方策(目 標)	H28量の 実績値	H28 達成値	H28評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目 標)	H28年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H29年度の事業展開	H29年度 以降の 方向性	所管
67	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給します。	ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金支給件数	件	—	—	—	—	7	C	—	—	平成28年度においては、7件の支給にとどまったため、C評価としました。	事前に相談にする方や、指定講座の申請に来る方が減少傾向にあるため、周知・広報を図っていきます。	平成29年度から雇用保険による「一般教育訓練給付金」の受給資格のある方も対象となったので、各公共職業安定所と連携を図り、支給件数の増加に向けて、事業を実施していきます。	エ	子育て支援政策課
68	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子・父子及び寡婦に対して、必要な資金を貸す母子・父子・寡婦福祉資金制度を推進し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進を図ります。	貸付件数	件	—	—	—	—	83	A	—	—	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方への資金の貸付件数において、平成28年度は60件の貸付を目標としていましたが、83件の貸付を行うことができ、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進に寄与することができたためA評価としました。	貸付する資金には貸付限度額が設定されているため、貸付を希望する方が必要とする金額の全額を貸し付けることができません。 このため、貸付を行う前に行うひとり親家庭就業自立支援センターへの相談時において、貸付を希望する方が対象となる他の支援制度を必要に応じて案内してまいります。	貸付を希望する方に必要な情報を提供し、適切な相談業務を実施するため、ひとり親家庭就業自立支援センターの職員の知識の向上を図ります。	ウ	子育て支援政策課
69	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(養育費相談)	ひとり親家庭の母等の養育費に関して専門家との相談を実施するほか、養育費取得等に関する相談機関や各種支援策などの情報提供を行います。	養育費に係る法律相談の受付数	件	—	—	—	—	17	B	—	—	平成28年度においては、17件の相談にとどまったため、B評価としました。	5月から毎月開催していますが、平成28年度は受付件数が0件のため、2回中止となる月がありました。法律相談を活用していただけるよう、周知・広報を図っていきます。	平成29年度から、従前から実施していた平日に加え、区役所窓口の日曜開庁日にあたる日にも相談を設定しました。 また、対象者の方が多く来庁する8月には、区役所でも相談を受けられるような体制を整備します。	エ	子育て支援政策課
70	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に児童扶養手当を支給します。	事業の円滑な実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成28年度は、児童扶養手当の多子加算による制度改正がありましたが、システム改修を行い、受給者への支払いが着実に行われたため、A評価としました。	ひとり親家庭等については年々増加傾向にあり、事業費の増大が見込まれるため、国に対し国庫負担割合の見直し等を要望していくとともに、必要な財源の確保に努めコストを抑えた効率的な運営を行っていきます。	引き続き、事業を実施していきます。	ウ	子育て支援政策課
71	ひとり親家庭等医療費支給事業	受給資格者〔1. 母子家庭の母、2. 父子家庭の父、3. 養育者家庭の養育者(1人)、4. 父又は母に一定の障害がある場合は当該障害の状態にない方の1人、5. 上記1～4に監護されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日までのもの(一定の障害のある児童については20歳未満)〕の中で、受給資格証の交付を受けたものの健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成28年度もひとり親家庭等医療費支給制度を実施しているため、A評価としました。	受給資格があるにもかかわらず、支給を受けていない家庭があることが平成28年度の課題として見えてきました。 解決策として、各区支援課と一層連携をとり、対象者に対して勧奨を行い、申請を促すことを考えています。	引き続きひとり親家庭等医療費支給制度を実施していきます。	ウ	年金医療課
72	ひとり親家庭等児童就学支度金	中学校に入学予定の児童を養育している市町村住民税非課税世帯(生活保護受給世帯は除く)の母子家庭の母、父子家庭の父又は父母のいない児童を養育している人に、その児童の入学準備に必要な経費の一部を助成します。	ひとり親家庭児童就学支度金支給者数	人	—	—	—	—	310	B	—	—	平成28年度においては、310件の支給にとどまったため、B評価としました。	支給対象となる方に対し、周知・広報をしていきます。	引き続き、事業を実施していきます。	ウ	子育て支援政策課
73	就学援助制度	経済的な理由で、小・中学校へ通う児童生徒の学用品の購入や給食費の支払いが困難な保護者に対し、それらの費用の一部を援助します。	事業の実施	—	—	—	—	—	8.94%(認定率)	A	—	—	制度に関する周知を十分に行い、援助を必要としている保護者に対し、支援を行うことができたため、A評価としました。	経済的な理由等で就学援助を必要とする保護者が、継続して援助を受けられる制度であることが重要であるため、認定基準や支給時期について十分検討していく必要があります。	今後も、経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行い義務教育の円滑な実施を図るとともに、保護者が必要とする時期に支給ができるよう事務内容を検討していきます。	ウ	学事課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H28量の 見込み	H28確保 方針(目 標)	H28量の 実績値	H28 達成値	H28評価	H31量の 見込み	H31確保 方針(目 標)	H28年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H29年度の事業展開	H29年度 以降の 方向性	所管
74	チャレンジスクール推進事業	地域社会の中で心豊かで健やかな児童生徒を育むため、児童生徒や学校、地域社会の実情に応じて放課後や土曜日などに全市立小・中学校で実施しているチャレンジスクールを一層充実させていきます。	延べ参加者数	人	—	—	—	—	191,404	A	—	—	チャレンジスクールの代表者によるチャレンジスクール運営会議を4回、ボランティアスタッフのための研修会を5回実施しました。 また、チャレンジスクールにおける活動事例集を作成し、配付することで、各チャレンジスクールで有効に活用してもらうことができました。 地域のボランティアに御協力いただきながら、地域の特性を活かした魅力ある活動内容となるよう努めた結果、平成28年度における延べ参加児童生徒数が平成27年度実績を上回る191,404人となったため、A評価としました。	参加児童生徒数の増加に向けて、本事業を地域等へより一層周知する必要があるため、学校地域連携コーディネーターを中心に、地域の方への呼びかけを行うことにより、チャレンジスクール事業についての周知を促進してまいります。 また、参加者の活動内容の一層の充実を図るため、活動事例集の作成や情報提供等を行います。	平成29年度には過去の実績を踏まえ、活動内容の一層の充実に加え、地域や家庭への広報活動を通じて更なる延べ参加児童生徒数の増加に努めてまいります。	エ	生涯学習振興課
76	非行防止対策の推進	青少年の健全育成・非行防止に関する市民意識の高揚を図るため、子ども若者育成支援強調月間中に、青少年健全育成に関わる団体等が協力し、非行防止キャンペーンを各区で展開します。 また、青少年の健全育成・非行防止のため、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施します。	キャンペーン参加率	%	—	—	—	—	100	A	—	—	非行防止キャンペーンについては、市内全10区において、区民まつり等に併せて啓発品の配付等を実施しました。 また、大宮駅周辺パトロールについては、予定どおり7回実施したほか、市内67地区においても各地区の計画に基づき巡回活動を実施できたため、A評価としました。	地区における巡回活動については、参加者の確保、巡回箇所、巡回時間について、非行防止対策を推進するため、更なる工夫が必要です。	非行防止キャンペーンについては、市内全10区において、区民まつり等に併せて啓発品の配付等を実施します。 また、大宮駅周辺パトロールについては、7回の実施を予定しているほか、市内67地区においても各地区の計画に基づき巡回活動を実施する予定です。	ウ	青少年育成課
77	成人式	成人の日に新しい人生の門出を祝福し、成人としての自覚を促すとともに、将来の幸せを願うため、成人式を実施します。	出席率	%	—	—	—	—	76	A	—	—	成人式対象者13,107名に対し、9,979名の成人者が参加しました。人生に一度のお祝い事であり、さいたまスーパーアリーナで新成人が一堂に会して行う式典は、厳かな中にも感動を与える式典として好評を得ています。 対象者のうち76%の方に出席いただけたため、A評価としました。	案内誘導について、雨天の影響もあり、参加者の入場から着席まで時間がかかったことから、スムーズな案内誘導が課題となっています。 案内誘導の係に配置していたボランティアを、イベント業務に精通している委託業者の人員に変更することでスムーズな誘導となるようにします。	平成29年度においては、会場借用の都合で、開催時間を午後に変更することとなりましたので、今まで以上に安全に配慮し、警備や運営体制に重点を置きながらも、盛大に新成人をお祝いします。	ウ	青少年育成課
78	グリーンライフ猿花キャンプ場運営事業	青少年や青少年団体が、集団野外宿泊、デイキャンプ、レクリエーション、自然体験等を通して、社会性、協調性、ルールや命の大切さなどを学ぶ施設として、利用の推進を図ります。	延べ利用団体数	日	—	—	—	—	88	A	—	—	平成28年度においては、延べ利用団体数が88団体となったため、A評価としました。	利用者のほとんどがリピーターや近隣の青少年団体であるため、新規利用者の獲得が課題となっており、今後も猿花キャンプ場の利用について、市報や情報誌、ホームページ等でPRして利用者の増加につなげていきます。	青少年の健全育成のための施設として、さいたま市内での認知度を上げ、利用者が増加するよう周知を行います。	ウ	青少年育成課
79	児童センター事業	子どもや保護者が交流し、親子で一緒に運動や工作などの体験ができ、また、各種催し物や子育てサークル・子ども会の開催など、地域組織の活動を支援する児童センターの充実を図ります。 行政区に最低1館設置することを目標とし、未整備区である緑区を優先することとするが、利用者の利便性や行政区の面積・児童数などにも配慮し整備を進めます。	施設数	施設	—	—	—	—	18	A	—	—	緑区に新たに尾間木児童センターが開設され、各区最低1館の児童センターを設置することができました。それにより、市内に18箇所の児童センターが設置されたため、A評価としました。	運営していく上で利用者からの要望等もあがってくるため、それに適切に対応しながら、児童センターを管理します。	既存の児童センターにおいては引き続き適正な管理・運営を行います。	ウ	青少年育成課
80	さいたま市中学生職業体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」	キャリア教育の視点から、市立中学校等の生徒を対象に、勤労観、職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考える機会とするため、地域の事業所等の協力を得て、さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」を実施します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」について、市立中・特別支援学校58校で職場体験を実施し、生徒に勤労観、職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考える機会となったため、A評価としました。	さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」では、受け入れ事業所の拡大が重要であり、商工会議所会報に協力事業所募集記事を掲載したり、ロータリークラブ等の会合に出席し、受け入れ事業所の募集を行ったりするなど、受け入れ事業所の拡大を図ってまいります。	平成29年度においても、生徒に勤労観、職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考える機会とするために、さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」について継続して事業を実施します。	ウ	生涯学習振興課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H28量の見込み	H28確保 方策(目標)	H28量の実績値	H28 達成値	H28評価	H31量の見込み	H31確保 方策(目標)	H28年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H29年度の事業展開	H29年度 以降の 方向性	所管
81	子ども・若者支援ネットワーク事業	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に実施するためにネットワーク会議を開催します。	会議回数	回	—	—	—	—	5	B	—	—	子ども・若者支援ネットワーク事業の会議回数について、年6回を予定していましたが、代表者会議及び実務者会議合わせて計5回の実施であったことから、B評価としました。	他の既存ネットワークとの調整を図り、会議の議題を精査する必要があります。今後も様々な分野の最新支援方策について情報を共有化し、より充実した会議内容としていきます。	他の既存ネットワークとも連携を図り、議題を精査したうえで継続してネットワーク会議を実施していきます。	ウ	青少年育成課
82	若者自立支援ルーム事業	社会生活を送るうえで、困難を有する市内在住30歳代までの若者で、個人の状態に合わせた、自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑に社会的自立が果たせるよう継続的な支援を行います。	延べ利用者数	人	—	—	—	—	8,763	A	—	—	平成28年度のさいたま市若者自立支援ルームの年間延べ利用者数が、平成27年度実績を上回る8,763人であったことからA評価としました。	困難を抱える子ども・若者については、明確な定義もなく実数や実態の把握も極めて困難であることから、事業の周知も限定的となり、利用者の多くは、各支援機関や相談窓口からの紹介によるものに限られていることから、今後も各支援機関・相談機関と連携体制を強化し、協力していきます。	今後も引き続き、リーフレットやポスター、ホームページ等での周知を行いながら、支援を行います。	ウ	青少年育成課
83	若者ユースアドバイザー事業	子ども・若者の自立支援に関する専門的な相談に対応するため、若者自立支援ルーム、児童相談所等の職員、ボランティアに対するスキルアップを目指した講座を開催します。	ユースアドバイザーの人数	人	—	—	—	—	29	A	—	—	ユースアドバイザー養成研修に平成27年度実績を上回る29人が受講し、研修を修了したことから、A評価としました。	現在の若者が抱える課題についての理解を深め、時代に合った研修内容を検討する必要があります。様々な分野での最新の支援方策について、情報共有し、研修内容を充実させます。	引き続き、ユースアドバイザーの養成を行っていきます。	ウ	青少年育成課
84	地域若者サポートステーションの設置	若年者の職業的自立を図るため、地域若者サポートステーション事業をはじめとする各種若年者就業支援を行います。	若年者就業支援による就職等進路決定者数	人	—	—	—	—	162	A	—	—	平成28年度においては、下記3事業の若年者就業支援を実施した結果、就職等進路決定者数が合計162名と平成27年度より増やすことができたため、A評価としました。 ・地域若者サポートステーションとの連携就労支援による、進路決定者数117名 ・民間就職情報サイト活用支援事業による就職者数 25名 ・若年者就労ステップアップ事業による就職者数 20名	一定期間無業状態にある若者の職業的自立を支援するためには、職業意識の啓発や社会適応支援などの包括的サポートを継続的に行う必要があります。しかし、地域若者サポートステーションの運営について、国からの委託が単年度であることから、複数年にわたる支援が必要な若者の継続支援が担保できず、若年無業者への中・長期的な支援計画が立てられない状況にあります。そのため、既存で市が実施している事業の充実を図るとともに、継続して国との連携就労支援を実施するため、委託期間を複数年度に改めるよう現行制度の見直しを要望していきます。	若年無業者や非正規雇用の増加等の社会経済情勢に応じるため、若年者就労ステップアップ事業の支援内容や支援対象を拡充して実施し、幅広く支援していきます。また、国を含め、様々な支援機関との連携を強化するとともに、地域若者サポートステーションの利用を促進することで、より一層就労支援を強化していきます。加えて、新規学卒予定者等を対象に、民間就職情報サイトを活用した求人情報の発信によって、若年者の市内中小企業への就業促進を図ります。	エ	労働政策課
85	いじめのないまちづくり推進事業	「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を活用し、いじめ防止等に関わる関係機関や団体と連携し、啓発活動を行うことで、いじめ撲滅に向けた市全体の機運を高めるとともに、相談体制の整備を行うなど、いじめ防止等のための対策を推進します。	啓発活動の実施回数	回	—	—	—	—	2	A	—	—	いじめのないまちづくりネットワークを2回開催したほか、教育委員会との連携の下、青少年育成さいたま市民会議においていじめ防止のための五ヶ条を策定するとともに、いじめ防止啓発のクリアファイルを作成し、関係機関・団体へ配付し活用を図ったため、A評価としました。	いじめのないまちづくりネットワークの内容について、教育委員会との連携を更に深め、情勢に合ったものにしていく必要があります。	いじめのないまちづくりネットワークを2回開催するほか、いじめ防止啓発品を作成し、関係機関・団体へ配付し活用を図ります。	ウ	青少年育成課
86	ひきこもり対策推進事業	平成25年1月7日にこころの健康センター内に「ひきこもり相談センター」を開設し、電話・面接・グループ活動・訪問・メールによる相談支援を実施しています。ひきこもり相談センター開設後、相談が増加し、本人、家族に対して、訪問や外出同行等の個別に合わせた細やかな支援が難しくなっています。そのため、「(仮称)ひきこもりサポーター」を養成し、派遣することで支援の充実を図ります。	(仮称)ひきこもりサポーター派遣件数	件	—	—	—	—	100	A	—	—	リレートサポーター養成研修を実施し、15名のサポーターを養成し、13名が登録をしました。 リレートサポーター派遣事業については、平成27年度実績を上回る延べ100回の派遣を行い、ひきこもり当事者の回復に向けた支援を充実させました。	対象者のニーズに合わせたサポーター活動の充実が課題となっています。今後は、サポーター活動の場として、当センターやコミュニティセンターなど、活動範囲の充実を図る予定です。また、就職等により活動終了となるサポーターが出るため、若い世代のサポーターの獲得が課題となっています。今後も引き続き、近郊大学の学生へサポーター養成研修への参加募集を行います。	リレートサポーター派遣事業を継続して実施し、年100回実施することを目標とします。また、状況に応じてサポーター養成研修を実施します。	ウ	こころの健康センター

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H28量の 見込み	H28確保 方策(目 標)	H28量の 実績値	H28 達成値	H28評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目 標)	H28年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H29年度の事業展開	H29年度 以降の 方向性	所管
87	不登校の子どもへの支援	学校に行く気持ちがありながら、様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して、適応指導教室において個別又は小集団の活動を行いながら、集団生活への適応力や社会的自立を目指した支援や指導を行います。	適応指導教室に通う児童生徒数	施設	—	—	—	—	107	A	—	—	「適応指導教室に通う児童生徒数」について、市内6カ所の教育相談室による担当校への不登校児童生徒への支援を強化したことにより、107名の入室があり平成27年度より増加することができたため、A評価としました。	入室を検討しながらも、入室に至らない児童生徒がいたため、入室に向けた体験活動の充実等、スムーズに入室できるような支援体制を整備する必要があります。	平成29年度においては、スムーズに入室できるような支援体制を整備するため、適応指導教室に入室前の体験活動を充実させるとともに、指導主事による学校訪問等、学校との連携を強化します。	ウ	総合教育相談室
88	青少年の主張大会・青少年フォーラム	青少年が日々の暮らしの中での思いを、自分の言葉としてまとめ、発表することにより、いかに生きていくか、どのように協働していくかのテーマを見つけ、自ら考え行動することの契機として、実施します。	応募人数	人	—	—	—	—	1,026	B	—	—	青少年の主張大会について、市内各小中高校に作品の応募を働きかけたところ、1,026点の応募にとどまったため、B評価としました。 青少年フォーラムについては、14名の参加者が「歩きスマホながらスマホ」について話し合い、2グループに分かれ発表を行いました。	青少年の主張大会の応募者が平成27年度より減少したため、募集チラシの早期作成や、各学校における夏休みの課題として積極的に取り上げていただけるよう働きかけが必要です。	12月の青少年の主張大会・青少年フォーラムに向け、積極的な作品募集を行います。	ウ	青少年育成課
89	青少年による郷土芸能伝承活動支援事業	青少年の地域へのかかわりや地域の人々との交流を一層推進するため、青少年の健全育成及び郷土芸能を伝承する目的を持った団体活動を支援します。	交付団体数	団体	—	—	—	—	35	B	—	—	平成28年度は40団体への交付を見込んでいましたが、申請・交付ともに35団体にとどまったことからB評価としました。 市報や市ホームページへの掲載や各区情報公開コーナーにチラシ等を設置することで、目標の団体数を達成することができるよう、周知を図ることが必要です。	交付団体数を増やし、青少年の地域へのかかわりや地域の人々との交流を推進することが必要です。	青少年の地域へのかかわりや地域の人々との交流を一層推進するため、青少年への郷土芸能伝承活動への補助を継続して行います。	ウ	青少年育成課
90	青少年団体補助事業	青少年団体の自主活動や育成組織活動を促進するためのボランティア活動・イベント事業などについて、青少年団体等に補助を行い、青少年の健全育成を推進します。	交付団体数	数	—	—	—	—	91	A	—	—	次のとおり多くの団体に対し、補助金を交付し、活動を支援したことからA評価としました。 (ボーイスカウト協議会・ガールスカウト連絡協議会・青少年育成さいたま市民会議本部・青少年育成さいたま市民会議10区連絡会・青少年育成さいたま市民会議67地区会・子ども会育成連絡協議会・子ども会10区育成連合会)	交付団体が複数あるため事務が煩雑です。補助金交付の透明性を図るため、決算書や領収書のチェックを厳正に行います。	91団体に補助金を交付し、青少年団体の活動を支援します。 また、補助金の実績報告の際には書類を厳正にチェックし、補助金の透明性を図ります。	ウ	青少年育成課